

八王子市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（原案）

≪ I. はじめに ≫

1 ガイドラインの策定の経緯と目的

八王子市は、犯罪を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、平成14年に「生活の安全・安心に関する条例」を施行し、市、市民、事業者、それぞれの責務を定め、役割を分担し、防犯対策に取り組んでいるところです。

昨今、刑法犯認知件数が減少傾向にあるものの、市内では、平成25年に、約6千件もの犯罪が発生しています。そのような状況の中、地域の防犯意識の高まりにより、町会・自治会や商店会など自主的な防犯活動が積極的に行われ、地域の目が犯罪抑止の一助となっています。しかし、人による防犯活動は時間や範囲などに限界があります。そこで、それらを補完するものとして、“防犯カメラ”が導入されるようになってきました。

また、防犯カメラは24時間稼働することができ、防犯カメラで記録された映像は、そこで犯罪が起こった場合の状況証拠ともなり、犯罪捜査に有効です。

このように防犯カメラの有用性は明らかですが、撮影された映像は、特定の個人が識別できる場合、「個人情報」に該当し、適正に管理されないことによるプライバシーの侵害が問題になります。

これらを踏まえ、市民の皆様に「プライバシーに配慮した防犯カメラの設置及び運用」を図っていただくため、本市では、『八王子市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』を策定しました。

地域の防犯の取り組みとしては、何よりも人による防犯活動が有効ではありますが、補助的な役割として、防犯カメラを設置される場合は、このガイドラインを参考として設置及び運用を図るようお願いします。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、道路、公園・広場、金融機関、商業施設、劇場・映画館、スポーツ・レジャー施設、宿泊施設、駐車場等、不特定多数の人が利用する施設や場所における犯罪防止を目的（犯罪防止を副次目的とする場合も含む。）とし、継続的に設置・撮影するもので、かつ、映像記録機能を有するものとします。

※マンション・アパート等集合住宅の建物内、工場の敷地内など、不特定多数の人の出入りが想定されない場所を撮影している場合は対象外となります。

《Ⅱ. 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項》

1 設置の目的

防犯カメラの設置者は、犯罪、又は事故を防止するなどの目的を明確にし、その目的を逸脱した運用を行わないようにしてください。

2 撮影の範囲と設置場所

防犯カメラで撮影された映像は、その取扱いによっては、撮影された個人のプライバシーを侵害する恐れがあり、どこにでも設置してよいというものではありません。防犯カメラを設置する場合は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な映像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、設置場所を定めてください。

また、住宅内部などの私的空間が映らないようにしてください。

3 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置に当たっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内やその付近などに、防犯カメラを設置していることを分かりやすく表示してください。

4 管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、適切な映像の取扱い及び情報の漏えい防止などに配慮するため、「管理責任者」を指定し、責任の所在を明確にしてください。

5 映像の管理

防犯カメラの映像が外部に漏れないように、次の事項に留意し、適切な管理を行ってください。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラの設置者は、必要と認める場合は、防犯カメラ、モニター、録画装置等の操作を行う「取扱担当者」を指定し、「管理責任者」及び「取扱担当者」以外の者による防犯カメラ等の操作を禁止してください。

(2) 映像の保存期間

映像の漏えい、滅失、き損、流出等の防止、その他の安全管理を徹底し、映像の保存期間は、原則1箇月程度とし、不必要な映像は保存しないでください。

(3) 映像加工の禁止

映像は撮影された状態のまま保存し、加工しないでください。

(4) 映像の厳重な保管

録画装置、映像を記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、「管理責任者」や「取扱担当者」以外の者による操作や盗難防止のため、防護された場所で厳重に管理し、「7 映像の利用・提供」に定める場合を除き、外部への持ち出しを禁止してください。

また、インターネット回線等により映像の送受信を行う場合は、映像が外部へ流出しないよう、必要な措置を講じてください。

(5) 映像の消去

保存期間が終了した映像は、速やかに消去してください。

また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された映像の読み取りが行えないよう、破砕や裁断等の物理的な処理を行ってください。

6 秘密の保持

防犯カメラの「管理責任者」及び「取扱担当者」は、防犯カメラの映像及び映像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らしてはなりません。

このことは、「管理責任者」及び「取扱担当者」の職でなくなった後においても同様とします。

7 映像の利用・提供

(1) 防犯カメラの映像及び映像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはなりません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪の捜査目的による要請を受けた場合

なお、捜査機関が映像等の提出を求める時は文書によります。

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合

(2) 上記アからウにより映像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の内容を記録するなど、適正に運用してください。

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応してください。

9 業務の委託

防犯カメラの運用業務を外部に委託する場合には、受託業者にこのガイドライン及び運用基準を遵守させ、適正な運用を徹底させてください。

≪Ⅲ. 運用基準の作成等≫

1 運用基準の作成

防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用について、このガイドラインの内容に沿った「運用基準」を作成してください。（参考例は別紙のとおり）

2 運用基準の遵守

設置者は、「管理責任者」及び「取扱担当者」に対して、このガイドライン及び自ら定める運用基準を遵守させるとともに、必要に応じて研修を実施するなど、適正な指導を行ってください。

≪参考≫

個人情報保護に関する法律

「個人情報保護に関する法律」で主に参考となる規定としては次のものがあります。基本理念（第3条）を尊重し、個人情報の保護に取り組んでください。

第2条（定義）

第3条（基本理念）

第15条（利用目的の特定）

第16条（利用目的による制限）

第20条（安全管理措置）

第21条（従業員の監督）

第22条（委託先の監督）

第23条（第三者提供の制限）

第31条（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

【このガイドラインに関するお問い合わせ先】

八王子市生活安全部防犯課

電話 042-620-7395

FAX 042-620-7322

E-mail b219200@city.hachioji.tokyo.jp

（平成26年〇月〇日策定）

〇〇〇〇〇〇（地域及び施設名を記載）防犯カメラ運用基準

1 趣旨

この運用基準は、〇〇〇〇〇〇（地域及び施設名を記載）に設置する防犯カメラについて、次項に定める設置目的を達成するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものである。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇〇〇〇における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 設置者等

(1) 設置者

〇〇〇〇〇（団体の場合は、団体名・代表者を記載）

(2) 設置者は、防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置くものとする。また、防犯カメラの操作を行わせるため、取扱担当者を置くものとする。

【管理責任者】

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（団体の場合は、団体名・役職を記載）

【取扱担当者】

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（団体の場合は、団体名・役職を記載）

(3) 管理責任者及び取扱担当者の責務は、次のとおりとする。

ア 防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らさないこと

イ その他画像の適切な取扱いに努めること

(4) 管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラを操作してはならない。

4 設置場所及び設置台数

(1) 防犯カメラ ○台 〇〇区〇〇×丁目×番地×号（別紙配置図のとおり）

(2) 録画装置、モニター 一式 〇〇区〇〇×丁目×番地×号（別紙配置図のとおり）

5 設置表示

防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載したプレート等を設置する。

6 画像の保存と廃棄

(1) 保存期間

撮影された画像の保存期間は、〇〇〇〇〇とする。

(2) 画像加工の禁止

画像は、撮影時のまま保存し、加工しないものとする。

(3) 保管場所

モニターや画像の録画装置及び記録した媒体は、施錠を行うなど防護された場所に保管し、適正に管理する。

(4) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、取扱担当者及び管理責任者が許可した者以外は、立ち入りを禁止する。

(5) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、上書き等により、速やかに、確実に消去する。

また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破砕や裁断等の物理的な処理を行うものとする。

7 画像の利用及び提供の制限

(1) 防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪の捜査目的による要請を受けた場合

なお、捜査機関が画像等の提出を求める時は、文書によるものとする。

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(2) 上記アからウにより画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(附則)

この運用基準は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。